

審 第 2 5 7 9 号
答 申 第 2 5 6 号
令和3年2月19日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年10月3日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第241号

平成30年7月17日付けで審査請求人から提起された、平成30年5月25日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に対する審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成30年5月25日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表第二に掲げる情報を開示するべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定については、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月11日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇病院で長女〇〇が細菌感染で異常死させられた件で私が警察に通報し、相談した件で千葉県警察が保有する文書の全ての開示」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、平成30年4月25日付け〇〇警発第〇〇号により、条例第22条第2項の規定による開示決定等の期間の延長を行った後、「受理票について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡」（以下「本件文書1」という。）、「受理票について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡」（以下「本件文書2」という。）、「警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇」（以下「本件文書3」という。）、「警察相談経過票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇-〇〇」（以下「本件文書4」という。）、「～医療過誤（未熟児「嬰兒」死亡）の訴え～」（以下「本件文書5」という。）、「電話受理・照会状況報告書 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け」（以下「本件文書6」という。）及び「医療過誤を訴える相談者の来署について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け」（以下「本件文書7」といい、本件文書1から本件文書6までと併せて「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成30年7月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定に

より、平成30年10月3日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 趣旨

(ア) 本件決定の取り消しを求める。

(イ) 本件決定について全面開示を求める。

イ 理由

(ア) 先ず警察の情報開示は情報開示期限を守らなかった。審査請求人は平成30年4月11日に個人情報の開示をするよう求めた。しかし実際に情報の部分開示をしたのは、同年5月30日である。本件決定の通知書（以下「本件通知書」という。）では同年5月25日付けで開示となっているが、これは間違っている。開示したのは同年5月25日であるので、最初に事実訂正を求める。

(イ) 本件開示請求では、警察に医師法第21条に基づく捜査を求めた。当時審査請求人は医師法第21条という法律を知らなかったが、〇〇病院（以下「本件病院」という。）で子供が院内感染させられ死亡させられた不法行為があったと分かり殺人事件であるから警察に通報したものである。

(ウ) 院内感染について患者側は本件病院側の医療方針に従っていただけであり、非が患者側に全くないから、本件病院側に責任がある事は明白であった。人には憲法で保障された基本的人権、生存権、知る権利、裁判を受ける権利、財産権等がある。

(エ) 警察は審査請求人が感染による異常死を通報したのであるから、医師法第21条により、監察医により死体を検案させ必要な検査を行い、死体検案書を作成しなければならない。しかしながら、警察は全く何も行わなかった。これは憲法違反である。

そして本件開示請求に対して部分開示しか行わなかった。これは条例違反であり、医師法第21条違反であり、憲法第21条違反である。

(オ) 警察は医師法第21条違反が明確であり、感染が明らかであるのに監察医に必要な検査をさせず、採血検査もせず、死体検案書も作成せず、やるべきことを全くやらず、本件開示請求にも理由もなく余計な手間暇をかけさせて全面開示をせず全く悪質である。全面開示しないのは条例違反ばかりでなく、憲法第21条違反である。

(カ) 本件病院は感染により子供を殺し、妻も〇〇〇にさせ殺す所だっ

た。警察が被害届に対し実際に何をしたかは医師法第21条の法律等により厳しく問われなければならない。情報開示は当然である。警察は本来の仕事をしていない。

(キ) 警察の情報不開示は、条例第17条第2号ただし書、第3号ただし書、第4号に違反しており、情報は開示しなければならない。また、医師法第21条等の法律違反、憲法違反である。

(ク) 警察は院内感染があり、子供が殺され、妻の感染で〇〇〇にされ死ぬところであったという情報を被害者から通報を受け何を捜査したのか、医師法第21条では死体の検案を監察医がして死体の検案書を作成する事になっているが、これを何故警察は行わず死体検案書を作成しなかったのか答えなければならない。これをしないのは法律違反である。

本件開示請求をしているのにも拘わらず、警察の法律違反の不作为を隠そうと、理由のない個人情報の不開示をしているが全て理由がないので至急全ての情報を開示するよう請求する。

(ケ) 警察の職員名を開示しない事に理由があるという主張は否認する。公務員等の名前は公表しなければならないと条例に書いてある。捜査員の情報が人の命よりも重いという主張は憲法違反であり、憲法に違反している。従って情報開示を求める。

(コ) 警察が本件病院の関係者から事情を聴取した件について、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるので情報を開示しないとしているが、ただし書に反している。

条例第17条においては、「ただし、次に掲げる情報を除く」とあり、ただし書イ又はロに該当する情報は開示しなければならないと決められている。

従って警察は条例からも個人情報を開示しなければならない事になっている。

更に審査請求人は、異状死について警察に被害通報し捜査を頼んだのだから、警察は法律に基づき被害者に報告しなければならない。警察は、刑法犯罪（傷害致死罪、傷害致死未遂罪）についての捜査結果を被害者である審査請求人に全く報告していない。これを報告もせず、情報を隠蔽し条例に違反し、平然としているのは犯罪行為である。国民は憲法第21条により知る権利がある。警察が不当に情報を検閲するのは憲法違反である。

警察は遣るべきことをやっていない。審査請求人は条例等に基づき警察に直ちに情報の開示を求める。

(サ) 警察は国家機関として生存権を保障する義務がある。警察は生存権侵害行為をした本件病院に対して原因を究明する必要な捜査検査を行

わず、生存権を保障する行為をしなかった。これは警察の犯罪行為であり、刑法違反であり、憲法第25条等違反である。また情報を被害者に隠蔽し開示しなかった。これは憲法第21条違反である。

警察は子供の感染の原因を調べる為の採血検査を被害者の審査請求人が要求したにも拘わらず行わなかった。そして本件病院に味方する行動を取った。何故採血検査をしなかったのか情報開示を求める。

そして採血検査をやろうとすれば出来た事の確認を医学的証拠、医師等の意見書、事例等を持って回答するよう求める。警察の対応は憲法第25条に反している。

尚、警察が情報開示した文書で、審査請求人が話したと言う内容、及び警察官が話したという内容を、審査請求人が全て肯定してはいない事を申し述べる。警察の捜査はずさんであり、警察が国家機関であり、国民の生存権を守る立場にあるという認識が全くないのには呆れるばかりである。何れにしる憲法第25条違反であり、警察が本件病院でどのような会話を関係者として、医学的検査を行わなかったのか全ての情報開示を求める。

(シ) 警察の行為は憲法第21条違反である。憲法第21条は国民の知る権利を保障している。警察の行為は憲法違反である。

警察は本件決定で、警察は本件病院の関係者に子供の異常死等について事情聴取したがこれを条例により審査請求人には情報開示しないとしている。これは条例違反であり、法律違反であり、憲法第21条違反である。

行政機関の行う検閲は憲法第21条違反である。

警察の行為は犯罪行為だと審査請求人は認識している。至急情報開示するよう求める。黒塗り部分を全て開示するよう求める。

(ス) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は条例により開示しなければならないとなっている。

警察は子供の感染の事実を調べる為の採血検査等を被害者の審査請求人が要求したにも拘わらず行わなかった。そして何も医学的検査をせず本件病院に味方する対応を行った。警察は医師法第21条等の法律に基づいた行動を取らず、憲法違反行為を行った。被害者の審査請求人は警察に通報したにも拘わらず、警察の監察医が死亡原因を究明する為に必要な検査、採血検査等を行わなかったため、死亡原因を完全に特定する証拠を得る事が出来なかった。これは全て警察の法律違反行為によるものであり、財産権等の損害を受けている。何故死亡原因究明の為に検査をしなかったのか、警察官名、本件病院の関係者名と共に会話の内容を全て明らかにするよう情報開示を求める。財産権

等の損害は原因を作った警察により生じている。何故捜査を要求したのに監察医による死体検案書を作成させなかったのか。

(セ) 厚生労働省による平成15年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルで、異状死については死体検案書を作成するようにと指示している。そして異状死については日本法医学会が定める異状死ガイドラインを見るようになっていた。また異状死についての死体検案書は警察の監察医が作成しなさいとなっている。これが厚生労働省の指示である。本件病院の医師が作成するものではない。警察は法律を守れ。

そして異状死については日本法医学会が定めている異状死ガイドラインを参考にするようにと厚生労働省の死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルにより指示されている。

(ソ) 「診療行為に関連した予期しない死亡、およびその疑いがあるもの」は日本法医学会が定める異常死ガイドラインに記載されており、日本法医学会が定める異常死である。従って警察の監察医による死体検案書が必要だと厚生労働省が指示している。

妻が〇〇〇に感染させられ、〇〇〇にされ殺されかかり、子供が母体を通じて感染させられて死亡した。これは診療行為に関連した予期しない死亡である。警察が法律を守らないのは法律違反、憲法違反である。

感染による死亡だから子供の採血検査をしろと警察に通報した。警察は何故死体検案をしなかったか。法律違反である。警察の不作為は法律違反、憲法違反であるので損害賠償請求していく。自己情報、行政文書情報は至急開示するよう求める。警察のワザとする情報不開示は憲法違反である。

(タ) 本件通知書に添付されていた別紙において、開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名並びに開示しない部分及び開示しない理由については、沢山記してあるが全て理由がないので全て情報開示するよう請求する。

(チ) 子供が異状死させられた事は平成〇〇年〇〇月〇〇日に警察に通報した。

所が被害者の審査請求人は警察により情報開示を受けていない。

警察は監察医に子供の異状死を原因究明する為の検査、採血検査等を行わせなかった。検査させなかった理由は何か？検査させなかった理由について被害者である審査請求人に法律に基づき情報開示するよう求める。

(ツ) 院内感染による診療行為に起因する予期しない異状死であるから、責任は本件病院にある。警察は被害者が被害届をしたのだから、捜査

をしなければならない。警察は医師法第21条により異状死は死亡診断書ではなく、監察医に検査をさせ死体検案書を作成させなければならなかった。被害届者は警察に捜査するよう通報したものである。警察がどんな権限があつて監察医に死体検案書を作成させなかったのか法律に則り説明を求める。警察には殺人について必要な捜査を理由もなく勝手に止める権限はない。どうして原因究明の為に監察医による採血検査等をさせなかったのか詳細な情報開示を求める。

(テ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日記載の自己情報部分開示記録によると、被害者から通報を受けて警察は本件病院に出向き、関係者から聴取した。「病院側では死因を明らかにし、死亡診断書が出されており、警察等で行う司法解剖や行政解剖に当たらず、警察では解剖も血液検査も出来ませんよ。これ以上の詳しい死因を究明したいのであれば、貴方が個人的に病理解剖をして貰える病院を探し、病理解剖を依頼することです。」「貴方と病院の争いになぜ警察が関係するんですか」との暴言が当時の〇〇警察刑事課の刑事課長の言葉として記載されている。警察の役割を全く理解しておらず、法律違反、憲法違反を繰り返している。先ずは本件開示請求により個人名を含む全ての情報開示を請求する。

警察は子供の死亡について、本件病院からどのような説明を受けたのか、黒塗りにしてあり情報が隠されていて分からないので、黒塗りを止めて全ての情報開示を求める。全ての情報開示には警察官名、本件病院職員名を含むものとする。

(ト) 死亡診断書は厚生労働省が定めている死亡診断書の記入マニュアルに反している。死亡診断書では急性呼吸不全となっているが、これは直接死因を書いておらず症状を記したものであり、死亡診断書記入マニュアル違反である。直接死因欄は病名を書かなければならない事になっている。

警察は本件病院側のこのような誤魔化しの説明がどうして正しいと判断したのか。自己情報部分開示記録によると〇〇警察署の刑事課長が、捜査員の報告を受けて事件性がないと判断したと記述している。医師でもない素人が異状死について、検査もせず事件性がないと判断する権利はない。法律違反である。警察のずさんな捜査である。

母体発熱、母体感染症と死亡診断書に記載されているが、母体が発熱感染しているのに、子供には感染しないという医学的根拠は何か、警察に回答を求める。

殺人事件に対する警察のずさんな捜査は許せない。警察の黒塗りを止めた個人名も含めた全ての詳細な情報を条例、法律、憲法に則り至急開示するよう請求する。

- (ナ) 本件決定については、審査請求人は千葉県警察本部より自己情報の部分開示記録を受け取っているが、開示記録について千葉県警察本部長印が各頁に渡って押印されていない。本件通知書の情報を一部開示しないとする理由の方は全ての頁に渡って千葉県警察本部長印が押されている。
- (ニ) 従って審査請求人が受け取っている全ての自己情報の部分開示記録についても全て押印を求めるものである。(黒塗り頁も含めて)
- (ヌ) 千葉県警察本部、情報公開・個人情報センターより、審査請求人に千葉県警察本部長印を押した開示記録を送るように求める。
- (ネ) 押印がないと確かに千葉県警が出した文書か証明する事が難しくなり、証拠能力が落ちるから押印を求める。
- (ノ) 全ての情報開示を求めているので、開示された文書記録については、千葉県警察本部長印または千葉県公安委員会監察官室の公印が必要である。
- (2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。
- ア 申立人の被害届について警察の捜査が全く行われなかった事に対する異議申立て。医師法第21条違反、死体検案書作成義務違反、死体発見報告書を作成しなかった「死体発見報告要領の制定について(平成3年例規(捜一)第39号)」違反等がある。
- イ 医師法第21条は法律であり、被害者からの被害届を受けて警察は異常死があった事を知ったにも拘わらず、法律に背いて捜査をせず、死体検案書を作成せず、採血もしなかったのは重大な法律違反である。
- ウ 警察は犯罪が行われた事を知ったときは、捜査をしなければならない。所が警察は捜査を全く行っておらず、本件病院が異常死ではないと言ったから、異常死ではないと思った等と弁明しているが、それでは警察はいらない。
- エ そして実施機関の弁明書を審査請求人に送って来たが、諮問実施機関が弁明書を審査請求人に送って来た理由を求める。諮問実施機関は警察の上部機関とされているという事だが、この弁明書を私に送って来た理由を求める。
- オ 警察は感染があったという事を私や本件病院の関係者から聞き、また死亡診断書で知ったのであるから、何故捜査をしなかったのか回答を求める。
- カ 警察は感染があり、異状死に間違いがないことが分かったのであるから、死体検案書を作成しなければならなかった。原因究明の為に採血をしると審査請求人が要求したにも拘わらず、採血をしなかった理由は何か回答を求める。
- キ 警察の医師法第21条違反による捜査拒否、死体検案書の未作成は犯

罪である。

ク 警察は個人情報、行政文書等はある必要がある時開示しなければならない。それは条例に書いてある通りである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 対象文書の特定

実施機関において、請求内容に基づき行政文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める「平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇病院で長女が細菌感染で異常死させられた件で私が警察に通報し、相談した件で千葉県警察が保有する文書の全ての開示」は、本件文書と特定した。

(2) 本件決定における不開示部分及び不開示理由（以下、審議会において整理した別表第一を用いることとする。）

ア 本件文書 1

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び千葉県個人情報保護条例第 17 条第 2 号ハの警察職員を定める規則（平成 17 年千葉県規則第 65 号。以下「警察職員規則」という。）に該当

別表第一の番号（以下「番号」という。）1、2 及び 5 の情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 6 号に該当

a 番号 3 及び 6 の情報

一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

b 番号 4 の情報

警察官の判断した内容が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、以後の警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 本件文書 2

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当

番号 7、10 及び 11 の情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 6 号に該当

a 番号 8 及び 12 の情報

一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示する

ことにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

b 番号9の情報

警察官の判断した内容が記載されており、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、以後の警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ 本件文書3

(ア) 条例第17条第2号及び警察職員規則に該当

番号13及び15の情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名であるため。

(イ) 条例第17条第2号に該当

番号14の情報

職員番号は、警察職員個々に付与されたものであり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

(ウ) 条例第17条第2号及び第6号ハに該当

a 番号17の情報

審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断により区分された以後の取扱い方針などを記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の権利利益を害するおそれがあるとともに、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

b 番号18、19、20及び21の情報

審査請求人以外の個人に関する情報及び危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した以後の取扱い方針を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の権利利益を害するおそれがあるとともに、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(エ) 条例第17条第6号に該当

番号16の情報

一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ 本件文書 4

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当

番号 22 の情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 2 号及び第 6 号ハに該当

a 番号 23 の情報

審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断により区分された後の取り扱い方針等を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

b 番号 24、25、26 及び 27 の情報

審査請求人以外の個人に関する情報及び危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した後の取り扱い方針を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の権利利益を害するおそれがあるとともに、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

オ 本件文書 5

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当

番号 28、29、30、32、35、37、38 及び 40 の情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 2 号に該当

番号 45 の情報

審査請求人以外の個人に関する情報を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

(ウ) 条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に該当

番号 41 及び 43 の情報

審査請求人以外の個人に関する情報を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(エ) 条例第 17 条第 6 号に該当

番号 31、33、34、36、39、42 及び 44 の情報

警察官が調査又は判断した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(オ) 条例第 17 条第 3 号ロ及び第 6 号に該当

a 番号 47 の情報

本件病院が警察の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報又は同情報をもとに警察において判断した内容であり、開示することにより、本件病院が通例として開示しないこととされている情報が開示され、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

b 番号 48 の情報

本件病院が警察の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であり、開示することにより、本件病院が通例として開示しないこととされている情報が開示され、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

カ 本件文書 6

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当

番号 49 及び 50 の情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 2 号に該当

番号 51 の情報

審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

キ 本件文書 7

(ア) 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当

番号 54 及び 55 の情報

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

(イ) 条例第 17 条第 6 号に該当

a 番号 53 の情報

警察官が調査した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

b 番号56の情報

警察官の判断した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(ウ) 条例第17条第2号に該当

番号57の情報

審査請求人以外の個人に関する情報を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

(エ) 条例第17条第2号及び第6号に該当

番号58及び59の情報

審査請求人以外の個人に関する情報を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。

(3) 意見・要望の性質

ア 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

イ 苦情の受理

苦情を受理した場合には、千葉県公安委員会宛ての苦情については苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

ウ 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を経由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を千葉県公安委員会や千葉県警察本部長に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

エ 意見・要望

苦情にあたらぬ申し出については、意見・要望等として受理し、受理票等の関係書類を作成の上で、関係所属において調査・検討を行い、必要と認められる場合には、調査・検討内容を踏まえた措置結果等を意見・要望等を申し出た者へ通知する。

(4) 警察相談の性質

ア 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

イ 警察相談票の作成

(ア) 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の詳細を聴取し、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

県本部総合相談窓口は、処理部門に引き継ぎを要する警察相談に関し、警察相談票をもって確実に引き継ぐものとする。

(イ) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぎを行う。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

(ウ) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談経過票に記載の上、適宜所属長に報告する。

(5) 死体発見時の取扱い

本件文書で取り扱われている事案（以下「本件事案」という。）は、平成〇〇年に発生している。

本件事案の発生当時、千葉県警察では、「死体発見報告要領の制定について（平成3年例規（捜一）第39号）」に基づき、警察官が死体を取り扱った場合には死体発見報告書を作成し、報告しなければならない旨規定していた。

本件事案については、審査請求人の妻が〇〇等による入院治療中に容態悪化し、その胎児に異常が認められたため、緊急手術により胎児を取り出し、同胎児に対して治療を施すも死亡確認された事案であり、本件病院の措置に違法行為を認めず、死亡の経過は明らかであり、さらに、担当医師は死因を病死（〇〇）と診断し、異状死体として届出をしておらず、警察において取り扱うべき死体には該当しないものとして、その取扱いに関する死体発見報告書は作成していない。

しかしながら、審査請求人が自身の子の死に関する本件病院の対応について申立てをした特異な事案であったことから、本件事案を取り扱った警

察官により本件文書5から7までを作成又は入手し、署長への報告資料としたものである。

(6) 決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

なお、本件文書7について、本件通知書では、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する不開示部分について、「項目2」の右側に記載された警察官氏名及び「4 相談内容」の警察官氏名作成者氏名及び印影並びに「電話用紙」の受話者欄の氏名」と記載のところ、正しくは「項目2」の右側に記載された警察官氏名及び「4 相談内容」の警察官氏名」であり、誤記であったもの。

ア 条例第17条第2号及び警察職員規則該当の妥当性

番号1、2、5、7、10、11、13、15、22、28、29、30、32、35、37、38、40、49、50、54及び55の情報

これらの情報は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。以下、条例第17条第2号のただし書該当性について検討する。

(ア) ただし書イについて

これらの情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。
したがって、これらの情報は、ただし書イには該当しない。

(イ) ただし書ロについて

本件開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や事案扱い等の対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、これらの情報は、ただし書ロには該当しない。

(ウ) ただし書ハについて

これらの情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、ただし書ハで定める公務員等の氏名に該当するものの、ただし書ハ中の括弧書により規定された「警察職員であって規則で定めるもの」であり、不開示情報に該当する。

(エ) ただし書ニについて

これらの情報を審査請求人が既に知っているかは明白ではなく、記載された審査請求人以外の個人と審査請求人との利害が共通しているとは言えない。

したがって、これらの情報は、ただし書ニには該当しない。

イ 条例第17条第2号該当の妥当性

(ア) 番号 1 4 の情報

警察職員の職員番号は、警察職員個々に付与された番号である。また、氏名に付随する職員番号は他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができ、条例第 1 7 条第 2 号ただし書のいずれにも該当しない情報である。

したがって、警察職員の職員番号は、条例第 1 7 条第 2 号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

(イ) 番号 4 5、5 1 及び 5 7 の情報

これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができ、条例第 1 7 条第 2 号ただし書のいずれにも該当しない情報である。

したがって、これらの情報は、条例第 1 7 条第 2 号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

ウ 条例第 1 7 条第 6 号該当の妥当性

(ア) 番号 3、6、8、1 2 及び 1 6 の情報

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つである。

そして、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、これについても内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報である。

したがって、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

よって、警電番号は条例第 1 7 条第 6 号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

(イ) 番号 4、9、3 1、3 3、3 4、3 6、3 9、4 2、4 4、5 3 及び 5 6 の情報

警察組織内の調査又は判断事項は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から警察組織内部にて調査、判断又は発信された情報であり、警察の事案対応手法及び判断基準等が明らかとなるとともに、事案の対応方針等に関して関係者の誤解や憶測を招くこととなり、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

よって、これらの情報は、条例第 1 7 条第 6 号に該当することから不開示とする決定に誤りはない。

エ 条例第 1 7 条第 2 号及び第 6 号ハ該当の妥当性

(ア) 番号 1 7 及び 2 3 の情報

人身安全関連欄は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有

無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が行う。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、人身安全関連欄についても、審査請求人が申し立てた内容や同内容に基づく関係者等の調査事項から判断された情報であるため、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報にも該当することとなる。

人身安全関連欄のチェック項目を開示した場合には、相談者が考える事案との差異等関係者の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、人身安全関連欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当していること、さらに開示情報として規定された条例第17条第2号ただし書いづれにも該当しないことから不開示とする決定に誤りはない。

(イ) 番号18、19、20、21、24、25、26及び27の情報

a 指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄について

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、警察署で受理した相談にあっては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱い方針を記載しているものであり、相談者の相談に基づく事案関係者等への警告等の権限行使その他措置に関する情報であることから、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報に該当することとなる。

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄を開示した場合には、今後の事案に対する警察の処理要領を含む方針を開示することになり、相談者が考える方針との差異等関係者の誤解や憶測を招き、警察業務の信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

b 危険度判定欄及び措置区分欄について

危険度判定欄及び措置区分欄は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。

この判断は最終的に所属長が総合的に勘案して判断するものであり、審査請求人以外の関係者の情報を含めて判断されている以上、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の

個人情報に該当することとなる。さらに、同部分を開示した場合には、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差異等の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

c 小括

よって、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄及び措置区分欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当していること、さらに開示情報として規定された条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とする決定に誤りはない。

オ 条例第17条第2号及び第6号該当の妥当性

(ア) 番号41及び43の情報

不開示部分を開示した場合、たとえ特定個人としての識別ができなくても、警察が諸活動において入手した情報が当該個人以外の者に開示されることになり、その結果、当該個人の権利利益が害されるおそれがあり、さらには当該個人の警察業務への信頼が損なわれ、自己の情報が第三者へ漏えいすることになる疑念が生じるなど、警察業務への支障があると認められることとなる。

よって、審査請求人以外の個人に関する情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当していること、さらに開示情報として規定された条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とする決定に誤りはない。

(イ) 番号58及び59の情報

審査請求人以外の特定個人に関する情報である。

審査請求人以外の特定個人に関する情報については、審査請求人以外の特定個人を識別することができる情報であるとともに、実施機関がその情報を当該個人以外の第三者に開示することになれば、当該個人の警察業務への信頼が損なわれ、自己の情報が第三者へ漏えいすることになる疑念が生じるなど、警察業務への支障があると認められることとなる。

よって、審査請求人以外の特定個人に関する情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当していること、さらに開示情報として規定された条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とする決定に誤りはない。

カ 条例第17条第3号ロ及び第6号の該当性

番号47及び48の情報

(ア) 条例第17条第3号の該当性

a 条例第17条第3号イについて

これらの情報は、本件病院が警察の要請を受けて提供した情報又は同情報を基に警察において判断した情報であり、当該法人の権利等を害するおそれのある情報とはいえ、同号イに該当する情報ではない。

b 条例第17条第3号ロについて

これらの情報は、本件病院が警察の要請を受けて提供した情報又は同情報を基に警察において判断した情報である。

当該法人による任意の情報提供については、提供された情報を条例に基づく開示請求に対して開示しないこと及び第三者に対して情報を提供しないとの実施機関側と提供する側の合意の基に行われており、これは実施機関側、提供する側いずれの側の申し入れであるかを問わない。

警察として事案の調査過程で入手した情報の秘匿は、提供者の保護や信頼関係の維持等という観点からも絶対条件であり、本件についても実施機関として入手した情報の第三者への開示は当然認められるものではない。

したがって、これらの情報は、条例第17条第3号ロに該当する。

c 条例第17条第3号ただし書について

本件開示請求の対応において、審査請求人以外の法人（医療機関）が警察の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した法人（医療機関）が保有する情報又は同情報をもとに警察において判断した内容であって、不開示とすることにより保護される審査請求人以外の法人等の権利利益よりも、開示することにより保護される審査請求人等の利益が上回るとは考えられないことから、開示することの必要性は認められない。

d 小括

よって、これらの情報は、条例第17条第3号ロに該当し、同号ただし書には該当しないことから不開示情報となる。

(イ) 条例第17条第6号の該当性

これらの情報が開示されることになれば、警察業務への信頼が損なわれ、今後の警察の調査対象となる法人からの協力を得られなくなるなど、今後の警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第6号に該当する。

(7) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、情報開示期限を守らなかったと主張しているが、実施機関は、前記2(2)のとおり、決定期限を平成30年4月26日から平成30年5月25日に延長した上で、本件決定を

していることから、その手続に誤りは認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(8) 結論

以上のことから、本件決定は適法かつ妥当であると考えます。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、警察本部総務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）が〇〇警察署長宛てに発出した文書であり、審査請求人から電話で申し出のあった意見・要望を、警察本部総務部広報県民課において平成〇〇年〇〇月〇〇日に受理した際に作成された意見・要望等受理票が添付されている。

本件文書2は、広報県民課長が〇〇警察署長及び警察本部刑事部捜査第一課長宛てに発出した文書であり、審査請求人から電話で申し出のあった意見・要望を、警察本部総務部広報県民課において平成〇〇年〇〇月〇〇日に受理した際に作成された意見・要望等受理票が添付されている。

本件文書3は、〇〇警察署において、審査請求人が電話で相談した内容を記載した、平成〇〇年〇〇月〇〇日を受理日時とする警察相談票である。

本件文書4は、〇〇警察署において、審査請求人が電話で相談した内容を記載した、平成〇〇年〇〇月〇〇日を受理日時とする警察相談経過票である。

本件文書5は、審査請求人が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に電話で相談した内容や警察における対応経過等について記載された文書であり、医療関係相談と題する文書や、110番外受理処理結果票等の関係する文書が添付されている。

本件文書6は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に電話で相談した内容について、〇〇警察署の職員が署長に報告した文書である。

本件文書7は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇警察署に来署して相談した内容や警察における対応経過等について記載された文書である。

イ 不開示情報について

本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号1から59までであり、審議会として、以下のとおり分類した。なお、番号46及び52については、実施機関による不開示理由の主張は

ないが、審査請求人に交付された本件文書5及び7の写しにおいて黒塗りにされているため、不開示情報として分類した。

- (ア) 実施機関の職員の氏名、印影又は職員番号（番号1、2、5、7、10、11、13、14、15、22、28、29、30、32、35、37、38、40、49、50、54及び55。以下「本件職員氏名等情報」という。）
 - (イ) 警電番号（番号3、6、8、12及び16。以下「本件警電番号」という。）
 - (ウ) 審査請求人以外の第三者に関する情報（番号41、45、51及び57。以下「本件第三者情報」という。）
 - (エ) 警察相談における危険度等に関する実施機関の職員の判断に係る情報（番号17、19、23及び25。以下「本件判断情報1」という。）
 - (オ) 警察相談における対応方針等に関する実施機関の職員の判断に係る情報（番号18、20、21、24、26及び27。以下「本件判断情報2」という。）
 - (カ) 審査請求人の言動等を受けて実施機関の職員が判断した内容に係る情報（番号36、39、44及び56。以下「本件判断情報3」という。）
 - (キ) 実施機関の職員が、意見・要望等に関連して判断した内容に係る情報（番号9。以下「本件判断情報4」という。）
 - (ク) 実施機関における対応方針等に係る情報（番号4、31、33及び34。以下「本件対応方針等情報」という。）
 - (ケ) 実施機関の職員が、審査請求人以外の第三者から聴取等を行った内容に係る情報（番号43、47、48、58及び59。以下「本件聴取等情報」という。）
 - (コ) 実施機関が行った調査等の内容に係る情報（番号42及び53。以下「本件調査等情報」という。）
 - (サ) その他の情報（番号46及び52。以下「本件その他情報」という。）
- (2) 不開示情報該当性について
- ア 本件職員氏名等情報について
 - (ア) 実施機関は、本件職員氏名等情報のうち、氏名及び印影については、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当して不開示が相当である旨を主張し、職員番号については、条例第17条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下検討する。
 - (イ) 本件職員氏名等情報は、実施機関の職員の氏名、実施機関の職員の姓を刻した印影又は実施機関の職員個々に付与された職員番号であ

り、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、氏名及び印影については、当該職員が警察職員規則で定める警部補以下の職員であることから、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、本件職員氏名等情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

(エ) よって、本件職員氏名等情報は条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件警電番号について

(ア) 実施機関は、本件警電番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、本件警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) よって、本件警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件第三者情報について

(ア) 実施機関は、本件第三者情報について、条例第17条第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 本件第三者情報は、審査請求人以外の第三者に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第17条第2号に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も見当たらない。

(ウ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、本件第三者情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのもの又は開示することにより、審査請求人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、同項による開示をすることはできない。

(エ) よって、本件第三者情報は条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件判断情報1について

- (ア) 実施機関は、本件判断情報1について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。
- (イ) 本件判断情報1は、実施機関の職員が、審査請求人からの相談の内容を検討して、人身安全関連事案該当の有無及び危険度を判断した情報であり、本文書3及び4の所定の欄において定型的に記載することとされている。
- (ウ) 審議会で見分したところ、本件判断情報1に審査請求人以外の第三者に関する情報は含まれていないため、本件判断情報1は、同条第2号に該当しないと判断する。
- (エ) 次に、条例第17条第6号ハについては、審議会で見分したところ、本件判断情報1は、同号ハに掲げる事務に直ちに該当するものとは認められないが、開示した場合、当該相談に係る関係者からの誤解や憶測を招き、警察相談事務への信頼が損なわれ、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (オ) よって、本件判断情報1は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

オ 本件判断情報2について

- (ア) 実施機関は、本件判断情報2について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。
- (イ) 本件判断情報2のうち番号18、20、24及び26は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における今後の取扱い方針等を記載したものであり、番号21及び27は、相談内容を検討して判断し、今後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。
- (ウ) 審議会で見分したところ、本件判断情報2に審査請求人以外の第三者に関する情報は含まれていないため、本件判断情報2は、同条第2号に該当しないと判断する。
- (エ) 次に、条例第17条第6号ハについては、審議会で見分したところ、本件判断情報2は、同号ハに掲げる事務に直ちに該当するものとは認められないが、警察相談の事務においては、事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

本件開示請求において、本件判断情報2を開示し、警察相談に係る実施機関における判断の内容が明らかになると、警察がとり得る指

導、助言、警告、検挙等といった措置を発動する基準が明らかになってしまうおそれがある。仮に、それらが明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行動がとられることとなる可能性は否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮が取れなくなる可能性も否定できない。

したがって、本件判断情報2を開示すると、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(オ) よって、本件判断情報2は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

カ 本件判断情報3について

(ア) 実施機関は、本件判断情報3について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 本件判断情報3は、審査請求人の言動等を受けて実施機関の職員が判断した内容に係る情報であり、これらの情報を開示すると、今後の実施機関における調査や相談に係る事務において、関係者から誤解を受けること等を懸念することで、事実関係以外の判断内容等を記載することに消極的になる可能性については一律に否定できるものではなく、そうすると、本件決定において、調査や相談に係る基本的な客観的事実については開示しつつ、本件判断情報3のような判断部分についてのみ、事務に支障があったとした実施機関の判断について、不合理とまで言うことはできない。

(ウ) よって、本件判断情報3は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

キ 本件判断情報4について

(ア) 実施機関は、本件判断情報4について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 本件判断情報4は、実施機関の職員による判断に係る情報であり、実施機関において当該判断を行うことは容易に推測されるところであることから、開示することにより、意見・要望等に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であるとは認められない。

(ウ) したがって、本件判断情報4は、条例第17条第6号に該当しないと判断する。

(エ) 次に、本件判断情報4のうち3行目の情報は、個人の識別にかかわる情報であることから、審議会の職権により、条例第17条第2号該当性について検討する。

(オ) 当該情報は、実施機関の職員の氏名に係る情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(カ) しかしながら、実施機関に確認したところ、当該情報により識別される実施機関の職員は、警部以上の階級にある警察官とのことであって、警察職員規則で定めるものに該当しないため、同号ただし書ハに該当する。

(キ) したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当しない。

(ク) よって、本件判断情報4は、開示が相当である。

ク 本件対応方針等情報について

(ア) 実施機関は、本件対応方針等情報について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 本件対応方針等情報は、実施機関において調査等を行うに当たっての対応方針等に係る情報であり、これらの情報を開示した場合、その内容に対する見解の相違等によって、関係者からの誤解や反発等を招くような可能性は否定できず、今後、担当者がそのような事態を回避しようとして正確な内容の記載を躊躇し、記載内容が形骸化することにより、実施機関における調査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) よって、本件対応方針等情報は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ケ 本件聴取等情報について

(ア) 実施機関は、本件聴取等情報のうち、番号43の情報は条例第17条第2号及び第6号、番号47及び48の情報は条例第17条第3号ロ及び第6号、番号58及び59の情報は条例第17条第2号及び第6号にそれぞれ該当するとして不開示が相当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 本件聴取等情報のうち、番号43の1行目及び2行目を除く情報は、実施機関において調査等を行っている過程で、審査請求人以外の第三者から聴取等を行った内容に係る情報であり、これらの情報を開示すると、被聴取者等からの警察業務への信頼が損なわれ、また、県民が実施機関に対して不信感を抱き、聴取に応じることをためらうことにつながり、その結果、適切な調査等の実施が困難になる等、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件聴取等情報のうち、番号43の1行目及び2行目を除く情報は、条例第17条第6号に該当する。

(ウ) 一方、番号43の1行目及び2行目の情報については、実施機関に

において調査等を行っている過程で、審査請求人以外の第三者から聴取等を行った事実に係る情報であるが、記載の内容から判断すると、既に審査請求人が認識している情報であると認められる。

そうすると、当該情報については、開示することによって警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第17条第6号に該当しないと判断する。

次に、番号43の1行目及び2行目の情報について、同条第2号該当性について検討すると、審議会で見分したところ、当該情報に審査請求人以外の第三者に関する情報は含まれていないため、条例第17条第2号に該当しない。

したがって、番号43の1行目及び2行目の情報は、条例第17条第2号及び第6号に該当しない。

- (エ) よって、本件聴取等情報のうち、番号43の1行目及び2行目を除く情報は、条例第17条第6号に該当し、実施機関の主張する同条第2号又は第3号に該当性を検討するまでもなく、不開示が相当であるが、番号43の1行目及び2行目の情報は、条例第17条第2号及び第6号に該当しないため、開示が相当である。

コ 本件調査等情報について

- (ア) 実施機関は、本件調査等情報について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下検討する。

(イ) 本件調査等情報は、実施機関が調査等の過程で入手した情報であり、開示することにより、実施機関における調査等の手法が明らかになり、今後実施機関において同様の手法を採用することが困難になる等、実施機関における調査等事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれを否定することはできない。

- (ウ) したがって、本件調査等情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

サ 本件その他情報について

(ア) 本件その他情報については、本件通知書及び実施機関が作成した弁明書において、不開示部分及び不開示理由の記載はないが、審査請求人に交付された文書においては、黒塗り処理が施されており、審査請求人に対して開示がなされていないものと認められる。

(イ) そこで、本件その他情報については、情報の性質に鑑みて、審議会の職権により、条例第17条第6号該当性について検討する。

(ウ) 番号46の条例第17条第6号該当性について

a 番号46の情報は、実施機関が捜査に当たり、本件病院の関係者から聴取を行った内容に係る情報である。

b これらの情報を開示すると、被聴取者等からの警察業務への信頼

が損なわれ、また、県民が実施機関に対して不信感を抱き、聴取に応じることをためらうことにつながり、その結果、適切な捜査等の実施が困難になる等、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

c したがって、番号46の情報は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(エ) 番号52の条例第17条第6号該当性について

a 番号52の情報は、実施機関において相談に対応する際の手法等に関する情報である。

b 当該情報を開示すると、今後、同種の相談に対応するに当たり、同様の手法を採用することが困難になるなど、実施機関における調査等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

c したがって、番号52の情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(3) 本件決定における開示決定の期限について

ア 審査請求人は、前記3(1)イ(ア)のとおり、実施機関が開示決定等の期限を守らなかった旨を主張しており、実施機関は、前記4(6)のとおり、本件決定における手続に誤りは認められない旨を主張しているため、以下この点について検討する。

イ 条例第22条第1項において、開示決定等は、原則として、開示請求があった日から15日以内にしなければならないとされており、同条第2項において、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同条第1項の期間を30日以内に限り延長することができることとされている。

ウ 本件開示請求は、前記2(1)のとおり、平成30年4月11日付けで行われ、同日付けで収受されている。これに対し、実施機関においては、前記2(2)のとおり、平成30年4月25日付け〇〇警発第〇〇号により、条例第22条第2項の規定を適用して、開示決定等の期間を平成30年5月25日までとする旨を審査請求人に通知した上で、本件決定を行っている。

エ 審査請求人は、実際に部分開示したのは平成30年5月30日である旨を主張しているが、この点について、実施機関に確認したところ、本件決定を行ったのは同月25日であり、審査請求人が開示請求をして開示を受けたのが同月30日であったとのことである。

オ そうすると、本件決定自体は、条例第22条第1項及び第2項の規定に定められた期間内に行われていると認められるため、実施機関における本件開示請求への対応において、開示決定等の期限に係る問題は認め

られない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審議会は、諮問実施機関から諮問を受け、実施機関が行った開示、不開示の判断の妥当性について審議するものであり、本件開示請求の原因となった事案等に係る事実関係の真偽やその法的妥当性等について判断するものではないことから、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

前記5(2)サ(ア)のとおり、本件決定においては、番号46及び52の情報については、審査請求人に交付した本件文書5及び7の写しにおいて黒塗りされているにもかかわらず、本件通知書に不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。さらに、実施機関が作成した弁明書においても、当該情報に係る不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。

条例第21条第3項において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を提示しなければならないとされていることの趣旨は、開示・不開示の判断に当たって、各実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにより、開示請求者が決定の内容について不服申立てをする際の判断材料とするためである。

このような趣旨からすれば、不開示とした部分の一部についてであっても、決定通知書において不開示部分及び不開示理由の記載をしないことは、開示請求者の権利を大きく損なうものである。

今後、実施機関においては、自己情報開示請求に対する決定を行うに当たり、条例の規定及び趣旨に沿った適正な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月4日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
平成30年11月7日	反論書の写しの受理
令和2年3月24日	審議（令和元年度第11回第2部会）
令和2年6月22日	審議（令和2年度第1回第2部会）
令和2年7月20日	審議（令和2年度第2回第2部会）
令和2年8月28日	審議（令和2年度第3回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表第一

番号	本件決定における不開示部分			本件決定における不開示理由	不開示情報		
	文書	頁	部分				
1	本件文書1	1	決裁欄の係長以下の印影	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報		
2			本件照会先の氏名				
3			本件照会先の警電番号			条例第17条第6号	本件警電番号
4			本件照会先下の記載事項				本件対応方針等情報
5	本件文書1	2	決裁欄の係長の印影	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報		
6			受理者欄の警電番号			条例第17条第6号	本件警電番号
7	本件文書2	1	本件照会先の氏名	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報		
8			本件照会先の警電番号			条例第17条第6号	本件警電番号
9			本件照会先下の記載事項				本件判断情報4
10		本件文書2	2	決裁欄の係長の印影	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報	
11	受理者欄の氏名						
12	受理者欄の警電番号			条例第17条第6号			本件警電番号
13	本件文書3	1	決裁欄及び決裁欄外の係長以下の印影	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報		
14			取扱者欄の職員番号			条例第17条第2号	
15			取扱者欄の氏名			条例第17条第2号、警察職員規則	
16			取扱者欄の警電番号		条例第17条第6号	本件警電番号	

17			人身安全関連欄	条例第17条第2号、第6号ハ	本件判断情報1	
18			指揮伺い欄		本件判断情報2	
19			危険度判定欄		本件判断情報1	
20			所属長指揮事項欄		本件判断情報2	
21			措置区分欄			
22	本件文書4	1	決裁欄及び決裁欄外の係長以下の印影並びに決裁欄外の対応者氏名	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報	
23				人身安全関連欄	条例第17条第2号、第6号ハ	本件判断情報1
24				指揮伺い欄		本件判断情報2
25				危険度判定欄		本件判断情報1
26				所属長指揮事項欄		本件判断情報2
27				措置区分欄		
28	本件文書5	1	決裁欄の係長の印影	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報	
29						「1 入電時間」3行目の警部補氏名
30						「4 副主任の聴取状況」2行目の警部補氏名
31				「4 副主任の聴取状況」下に記載された指示内容		条例第17条第6号
32			2	「5 捜査一課（検視）指示（1）」の報告担当者氏名	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報
33			「5 捜査一課（検視）指示（2）」の2行目以下	条例第17条第6号	本件対応方針等情報	
34			「6 その他」下に記載された指示内容			
35		3	「2 加電対応者」及び「3 加電内容」の2行目、5行目、7行目、10行目、14行目及び17行目	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報	

			の警察官氏名		
36			「3 加電内容」の 18行目の一部	条例第17条第6号	本件判断情報3
37		4	受理者欄の氏名	条例第17条第2号、警察 職員規則	本件職員氏名等情 報
38			メモ2欄の5行目の 警察官氏名		
39			所属記載欄の3行目	条例第17条第6号	本件判断情報3
40			所属記載欄の5行目 に記載された警察官 氏名	条例第17条第2号、警察 職員規則	本件職員氏名等情 報
41		5	「職 日本航空」と の記述の下の部分	条例第17条第2号、第6 号	本件第三者情報
42			左下部分の記述	条例第17条第6号	本件調査等情報
43		6	「1 電話連絡状 況」④	条例第17条第2号、第6 号	本件聴取等情報
44			「1 電話連絡状 況」⑤の4行目の5 文字目以下	条例第17条第6号	本件判断情報3
45		8	「1 病院関係者か らの聴取」(1)の3 行目から4行目まで	条例第17条第2号	本件第三者情報
46		8 1 1	「1 病院関係者か らの聴取」(2)聴取 内容	本件通知書に、不開示部分 及び不開示理由の記載はない。	本件その他情報
47		1 1	項目2の内容	条例第17条第3号ロ及び 第6号	本件聴取等情報
48		1 2 ～ 1 5	12ページから15 ページまでの文書		
49	本件文書6	1	作成者氏名及び印影	条例第17条第2号、警察 職員規則	本件職員氏名等情 報
50		2	受話者欄の氏名		
51				電話用紙の本文4行 目9文字目から12 文字目まで及び15	条例第17条第2号

			文字目から19文字目まで		
52	本件文書7	1	「1 相談者人定関係」の右側の記述	本件通知書に、不開示部分及び不開示理由の記載はない。	本件その他情報
53			項目2の内容	条例第17条第6号	本件調査等情報
54			項目2の右側に記載された警察官氏名	条例第17条第2号、警察職員規則	本件職員氏名等情報
55		1 ～ 3	「4 相談内容」の3行目2文字目から3文字目まで、5行目1文字目から2文字目まで、5行目30文字目から31文字目まで、10行目1文字目から2文字目まで、12行目1文字目から2文字目まで、15行目1文字目から2文字目まで、22行目1文字目から2文字目まで、24行目1文字目から2文字目まで、36行目1文字目から2文字目まで、49行目1文字目から2文字目まで及び66行目1文字目から2文字目までの警察官氏名		
56		2	「4 相談内容」12行目の27文字目以下の部分	条例第17条第6号	本件判断情報3
57		3	「5 ○○からの聴取」の「(1) 被聴取者」	条例第17条第2号	本件第三者情報

58		3 ～ 4	「5 ○○からの聴取」の「(2) 聴取内容」	条例第17条第2号、第6号	本件聴取等情報
59		4	項目6の内容		

別表第二

別表第一の番号	開示すべき部分
9	全て
43	1行目から2行目まで